

平成23年度人材育成支援事業（子ども探究心活性化事業）  
負担金交付要綱

（目的）

第1条 県内各地の児童・生徒を対象に、最新の科学教育に触れる実験教室を出前事業として実施し、将来の沖縄を担う産業人材を育成することを目的とする。

（組織の構成）

第2条 「子ども探究心活性化事業」運営委員会（以下、「委員会」という）は、次に挙げる組織から派遣された者で構成する。

- （1）社団法人 沖縄県対米請求権事業協会
- （2）株式会社 沖縄TLO
- （3）沖縄職業能力開発大学校
- （4）沖縄県企画部科学技術振興課科学振興班
- （5）財団法人 沖縄こども未来ゾーン運営財団
- （6）社団法人 沖縄県公衆衛生協会
- （7）沖縄県学童支援センター

（交付対象事業）

第3条 負担金の対象は、人材育成支援事業（子ども探究心活性化事業）にかかる費用とする。

（負担金の交付申請）

第4条 委員会は、負担金の交付を受けようとする時は、負担金交付申請書（様式1）に実施計画書（様式2）を添付し、提出しなければならない。

（負担金の交付決定）

第5条 協会は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは負担金の交付決定を負担金交付決定通知書（様式3）により通知する。

（負担金の交付請求）

第6条 委員会は、前条の負担金の決定通知を受けたときは、負担金交付請求書（様式4）を協会に提出しなければならない。

（2）協会は、前項による請求書を受理したときは、委員会に対して負担金を交付する。

（交付の取り消し）

第7条 協会は、委員会が正当な理由がなく次に挙げるいずれかに該当したときは、負担金を取り消すことができる。

- ① 事業を実施しないとき

- ② 事業を中止し、完了する見込みがないとき
- ③ 負担金を事業の目的以外に使用したとき
- ④ 事業実施報告をしなかったとき

(2) 前項の規定による取り消しをした場合は、委員会に負担金交付決定取消通知書(様式6)を通知する。

(実績報告)

第8条 負担金の交付を受けた委員会は、事業終了後、速やかに実施結果報告書(様式5)を協会に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会と委員会が話し合いをもって定める。

附則

この要綱は平成23年5月17日から施行する。